

# 公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産の公売をします。  
 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和6年11月28日

青森県市町村税滞納整理機構  
 機構長 棟方清則



公売財産、公売保証金及び見積価額	公告別紙1のとおり	
公売方法	期間入札	
公売保証金の納付期限	令和6年12月20日 午前9時00分から 令和7年1月9日 午後3時00分まで	
公売日時	入札期間	令和6年12月20日 午前9時00分から 令和7年1月10日 午後3時00分まで【期間内必着】 入札期間内に到着しない入札書は無効となりますので、郵送の場合は余裕を持って発送してください。持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始を除く日の午前9時から午後3時までをお願いします。
	開札	令和7年1月16日 午前10時00分
	※追加入札	※追加入札は、令和7年1月16日の開札で最高価申込者が2名以上の場合、その入札者間で、開札の日の開札に引き続いて期日入札により行います。 (入札) 令和7年1月16日 午後3時00分から午後3時10分まで (開札) 令和7年1月16日 午後3時11分
公売(入札・開札)場所	(〒030-0801) 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル8階 青森県市町村税滞納整理機構	
売却決定日時及び場所	日時	令和7年1月23日 午前11時00分
	場所	(〒030-0801) 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル8階 青森県市町村税滞納整理機構
代金納付期限	国税徴収法第115条第2項の規定により、 令和7年1月31日 午後3時00分まで延長します。	
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条の規定による。	
その他の公売条件	公告別紙2及び3のとおり	

### 配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を青森県市町村税滞納整理機構に申し出てください。  
 なお、債権現在額申立書の用紙は、青森県市町村税滞納整理機構に用意してあります。

### 暴力団員等に該当しないこと等の陳述について

この公売財産の入札等をしようとする者は、入札等しようとする者等(法人の場合は、その役員)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する簿力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない旨を青森県市町村税滞納整理機構に申し出てください。  
 なお、陳述書の用紙は青森県市町村税滞納整理機構に用意してあります。





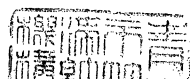
公告第3号 別紙 1

### 公売財産、公売保証金、見積価額

注1 下記財産番号、売却区分ごとに公売します。

注2 入札書は、財産番号、売却区分ごとに別紙としてください。

財産番号	売却区分	公 売 財 産		公売保証金	見 積 価 額 (最低公売価額)
		名称、性質、所在、地上権等の内容、その他	数量		
1	入札	青森県上北郡七戸町字天神林3番2 宅地 661.00m <sup>2</sup>	1	330,000円	3,234,000円



公告第3号 別紙2

その他の公売条件

開札の方法	入札書は、入札者の前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、その立会いを要しないで開札します。
最高価申込者の決定	入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者とします。
次順位買受申込者の決定等	入札の方法により、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等を公売する場合において、最高価申込者の入札価額（以下「最高入札価額」といいます。）に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）により入札し、次順位による買受けの申込みをする者があるときは、この者を次順位買受申込者とし、最高価申込者が買受代金を納付しない等の理由により当該最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合には、当該次順位買受申込者に対して売却決定をすることがあります。
買受人の制限	公売保証金の提出がない場合、その公売公告の条件に違反した場合又は買受人が国税徴収法第92条に規定する者に該当する場合は、公売財産を買い受けることができません。 また、最高価申込者等が同法第108条第1項又は第5項に該当する場合は、最高価申込者等の決定を取消します。
追加入札と抽せん	最高価額の入札者が2名以上ある場合には、同価の入札者間で追加入札をして、最高価申込者を定め、追加入札価額がなお同価のときは、抽せんにより決定します。なお、追加入札をする場合の公売保証金については、当初提出した公売保証金をもって充当します（追加して提出する必要がありません。）。追加入札又は抽せんにより最高価申込者に決定されなかった入札者は、上記の次順位買受申込者の決定を受けることができます。なお、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2名以上ある場合には、抽せんにより次順位買受申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札をすべき者が棄権したときは、棄権した者については当初の入札額をもって入札があったものとみなします。
再度入札（競り売り）	入札（競り売り）に際し、見積価額に達した入札者（買受人）がない場合には、直ちに再度入札を行います。
入札書についての制限	一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。同一人が同一公売財産について2通以上の入札書を提出した場合は、そのいずれの入札書も無効とします。
競り売りによる最高価申込者の決定	買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高価額である者を最高価申込者とし最高価買受申込価額を3回以上呼び上げた後に決定します。
同価の買受け申込みと抽せん	競り売りによる場合、同一の最高価買受申込者が2名以上あるときは、最初の申込者を最高価申込者とし、申込みが同時のときは、抽せん最高価申込者を決定します。
抽せんと棄権	抽せんをすべき者のうち出席しない者、又はくじを引かない者があるときは、入札（競り売り）事務に関係のない職員をして、代わってくじを引かせます。
権利移転の時期	買受代金完納の時とします。
危険負担の移転時期	同上。したがって、代金完納後は、買受人の所有となりますから財産のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
引渡しの方法	公売場に引き揚げた財産は、買受代金納付と引き換えに現物を引き渡します。その他の動産については、買受人は買受代金完納後、保管者から直接引渡しを受けてください。もし、保管者が現物の引渡しを拒否しても、当機構は引渡しの義務を負いません。
権利移転の際の登録税額の負担	権利移転の登記（登録）を必要とする財産の買受人は、買受代金納付の際、登録税額に相当する印紙を提出し、登記（登録）を請求してください。この提出がないときは、差押えの登記（登録）を抹消します。
公売の取消し	買受人が買受代金を納付する時までに、納税者等が滞納金額を完納したとき、又は買受代金納付後でも公売処分を取り消すべき理由があるときは、公売を取り消すことがあります。
公売保証金の帰属	落札者又は買受人の納付した公売保証金は、買受代金に充当します。ただし、買受代金を期限までに納付しない場合は、公売を取消しのうえ、公売保証金は滞納金額に充当します。不正入札等により国税徴収法第108条の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は当機構に帰属します。





## 公告第3号 別紙3

### 1. 主な留意事項

- ・公売の条件や公売財産の内容については、公売を実施する執行機関（青森県市町村税滞納整理機構）が掲示する「公売公告」でご確認ください。
- ・公売は現況有姿により行いますので、公売財産については、あらかじめその現況等を確認し、登記登録制度のあるもの（不動産など）は関係公簿等を閲覧した上で、公売に参加してください。
- ・公売財産の面積などは公簿上によるものです。
- ・公売財産の名称、性質、所在、地上権等の内容その他については、登記簿の表示によるものです。
- ・公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても執行機関は、担保責任を負いません。
- ・執行機関は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して引渡し・明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ・公売財産の隣地との境界は隣地所有者と協議してください。

### 2. 入札方法

入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定をします。

### 3. 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

### 4. 次順位買受申込者

次順位買受申込者の決定は、「入札価額」欄に記載された金額により行います。

### 5. 公売保証金

公売保証金を必要とする公売財産の入札は、その納付後でなければ入札できませんので、執行機関が指定する金融機関の口座へ銀行振込により納付してください。

なお、振込手数料は入札者の負担となります。

### 6. 身分に関する証明

本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人）の運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。

法人代表者の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

### 7. 委任状

代理人が入札手続を行う場合には、代理権限を証する委任状。

なお、法人の代表権限を有しない方（従業員）などがその法人のために入札手続を行う場合にも、代理権限を証する委任状が必要です。

### 8. 陳述書

入札しようとする公売財産が不動産である場合には、①入札をしようとする方（その方が法人である場合には、その役員）及び②自己の計算において入札をさせようとする方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨の陳述書。

なお、上記①又は②の方が法人の場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を陳述書と併せて提出してください。

また、上記①又は②の方が、宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

### 9. 印章（スタンプ式のものは不可）

入札者が個人の場合には本人の印章（認印で可）、法人の場合には代表者の印章、代理人が入札手続を行う場合には代理人の印章（認印で可）

### 10. 買受適格証明書

入札しようとする公売財産が農地の場合に必要です。詳しくは、公売財産の明細でご確認ください。